



建設省愛住指発第166号

認 定 書

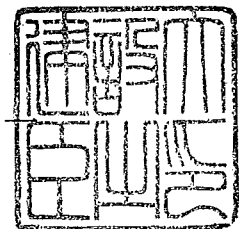
愛知県西春日井郡西枇杷島町恵比須町20番地の1
マナック株式会社
代表取締役社長 高橋 政一郎

さきに申請のあった下記の特殊な材料及び構造方法については、建築基準法第38条の規定に基づき、同法施行令第93条の規定によるものと同等以上の効力を有するものと認める。

なお、本認定に伴い、平成7年3月28日付け建設省愛住指発第33号による認定は廃止する。

平成8年8月9日

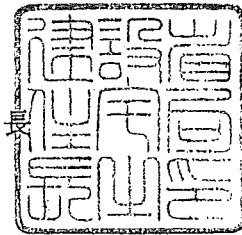
建設大臣 中尾 栄



マナック株式会社

代表取締役社長 高橋 政一郎 殿

建設省住宅局長



建築基準法第38条の規定に基づく認定について
{STJ工法（中掘拡大根固め工法）による杭の許容鉛直支持力}

さきに申請のあった標記については、建築基準法第38条の規定に基づき、別添のとおり認定されたので通知する。

なお、厳格な工事監理に基づく適正な工事施工の確保を期されたい。

また、本認定に伴い、平成7年3月28日付け建設省愛住指発第33号による認定は廃止する。